

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

三 朝 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 町全域

(1) 現況

本町は、鳥取県の中央部に位置し、総面積は 233.52 km²を有し、約 90%を山林原野が占めている。町内には 1 級河川の天神川とその支流である三徳川、小鹿川及び加茂川が流れ、それぞれの谷筋に沿って 64 の集落が点在している。

町の主な産業は農林業で、専業農家の減少と第 2 種兼業農家が大半を占めるなか、水田農業においてはその経営規模は零細で、所得も県平均を大きく下回っており、近年では、集落営農や農業生産法人の設立などを通じて一部の地域で活気が出てきているものの、農業所得は依然として低迷している。

農業自体零細な本町であるが、「水田」は大切な生産基盤であり、次世代へ引き継ぎ、その生産性を向上させていく取組を行っていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事業を推進し、生産条件の格差是正を図るとともに、同項第 3 号に掲げる事業も行うように働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
三朝町内全域	法第 3 条第 3 項第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施

を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とします。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは対象とします。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができます。

さらに、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができます。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとします。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加えることとします。

ア 対象地域

特定農山村法指定地域・・・三朝町全域

過疎地域自立促進特別措置法指定地域・・・三朝町全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とします。

(イ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地（棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。）

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地（棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。）

(a) 高齢化率

65 歳以上の農業従事者数／農業従事者数 が 40%以上

(b) 耕作放棄率

耕作放棄地面積／（経営耕地面積＋耕作放棄地面積） が田で 8%以上、
畑、樹園地、草地で 15%以上の農用地

(2) その他留意すべき事項

ア 既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととします。

(ア) 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者、これに準ずる者として町長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合及び生産組織等（以下「認定農業者等」という。）の判断に委ねるものとします。

(イ) 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置付けた場合には、令和6年度までに既荒廃農地を復旧又は林地化することを条件に当該荒廃農地を協定認定年度から交

付金の交付対象とします。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとします。(林地化については以下同じ。)

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置付けない既荒廃農地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの)についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行うものとします。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとします。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、令和6年度まで交付金の交付の対象とします。

ウ 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とします。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は、当該農地の復旧計画を町長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができます。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としません。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とします。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者(農作業受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければなりません。

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地(以下「協定農用地」という。)及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定めます。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは農業生産法人、第3セクター等が賃借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理します。

また、水路・農道等については、集落、水利組合等が草刈り、泥上げ等を行います。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、

責任の明確化を図ることとします。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名します。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載します。

農用地に関する事項については、1項目以上（管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）の取組を選択して行います。

多面的機能を増進する活動については、1項目以上の取組を選択して行います。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落における将来像

集落の実情を踏まえた目指すべき将来像を記載します。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載します。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取り組みとして活動すべき事項

「集落戦略の作成」

中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下、「実施要領」という。）第6の3の（2）のアの単価（以下、「体制整備単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、（3）の集落マスタープランの内容と整合を図ることとします。集落戦略の作成については、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（以下、「実施要領の運用」という。）第7のオに定められたとおりとします。

集落戦略の作成に当たっては、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図を活用し、協定参加者で話し合いを行い、以下の（ア）から（カ）までの項目について合意形成を図るものとし、作成した集落戦略は、町長に提出します。なお、上記の地図においては、以下に例示される事項を記載するとともに、活動を実践します。

① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲

③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲

④ その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

また、人・農地プランの実質化を進めている場合は、その内容と整合を図るとともに、農業委員会が行う農地等の利用の最適化の推進のための活動との連携に努めます。

なお、町は、集落協定における集落戦略の作成において、話し合いの促進、具体的な対策等に関する助言、外部の有識者の助言を得る等、必要な指導・支援を積極的に行います。

（ア）協定農用地の将来像

- (イ) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
 - (ウ) 集落の現状を踏まえた対策の方向性
 - (エ) 具体的な対策に向けた検討
 - (オ) 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
 - (カ) 農業生産活動等の継続のための支援体制
- (5) 加算措置適用のために取り組むべき事項
- ア及びウ～オの加算措置に取り組むのは、農業生産活動等の体制整備を図るための取組として活動すべき事項を実施する集落協定とする。

ア 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算については、集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地（以下「棚田地域振興農地」という。）について、令和6年度までに、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて加算します。

取組内容及び水準については、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（以下、「実施要領の運用」という。）第8の2に定められたとおりとします。

なお、棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算のいずれの加算についても交付を行いません。

イ 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算については、令和6年度までに、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地（以下「超急傾斜農地」）について、次の（ア）及び（イ）のそれぞれについて、例示する取組を参考に協定に定めて取組を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて加算します。

（ア）超急傾斜農地の保全

石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、団地外への土壌流出防止対策の実施等

（イ）超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等

農作物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等

なお、超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行いません。

ウ 集落協定広域化加算

集落協定広域化加算については、令和6年度までに、他の集落内の対象農用地を新たに含めて協定を締結し、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保する場合（単年度に限る）、又は、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算します。（上限200万円/年）

取組内容及び水準については、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（以下、

「実施要領の運用」という。) 第8の4に定められたとおりとします。

エ 集落機能強化加算

集落機能強化加算については、令和6年度までに、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算します。(上限200万円/年)

取組内容及び水準については、実施要領の運用第8の5に定められたとおりとします。

なお、集落機能強化加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行いません。

オ 生産性向上加算

生産性向上加算については、令和6年度までに、農業生産性の向上を図る取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算します。(上限200万円/年)

取組内容及び水準については、実施要領の運用第8の6に定められたとおりとします。

なお、生産性向上加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行いません。

(6) 集落協定等の公表

町長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表します。また、町は、毎年、協定農用地の基準別の面積及び交付額、各集落等に対する交付金の交付状況及び使用実績、及び農業生産活動等の実施状況を公表します。

(7) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努めます。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努めます。

(8) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努めます。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直します。

(9) その他

集落協定は、令和3年度以降に締結することも可能とします。

3 個別協定の共通事項

- (1) 実施要領第4の2の(1)から(6)までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者等が、農用地の権限を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業(田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業)の受委託を行う場合について、次のアからカまでの事項を規定します。(ただし、カについては加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項)

ア 協定の対象となる農用地

- イ 設定権利等の種類
- ウ 設定権利者、委託者名(出し手)
- エ 設定権利等の契約年月日、契約期間
- オ 交付金の使用方法
- カ 加算措置適用のために取り組むべき事項

(2) 本町の認定農業者等が一団の農用地すべてを耕作する場合又は鳥取県にあっては3ha以上の経営規模を有している場合(農業従事者1人当たりの農業所得が鳥取県の都市部の勤労者1人当たりの平均所得を上回る場合は除く。)で、(1)に掲げる事項に加えて農業生産活動等として取り組むべき事項又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を行う場合は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができます。

個別協定で、体制整備単価の交付の対象となるのは、次のとおりです。

ア 自作地を含まない協定

イ 自作地を含む協定で、実施要領の運用第7の2の(4)に定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項として令和6年度までに利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業(田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業)の受託面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上増加する場合

(3) 個別協定においては、1ha以上の農用地のまとまりを求めません。

(4) 個別協定は、令和3年度以降に締結することも可能とします。

4 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とします。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とします。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とします。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行います。

(2) 農業従事者1人当たりの所得が鳥取県の都市部の勤労者1人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としません。(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。)

ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同活動に充てる場合、又は当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹

- 的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業受委託が行われている農用地である場合は、直接支払いの対象とします。
- (3) 認定農業者に準ずる者とは、三朝町農業基本構想、三朝町人・農地プラン等に定められた者など、地域の実情に合わせて担い手として集落協定の中に明確に位置づけられた農業者で、町長が認定する者としてします。

5 交付金の使用方法

三朝町の交付金の使用方法については、次のとおり本町のガイドラインを定めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとします。

(1) 集落協定の場合

ア 町は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付します。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出します。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出します。

集落協定による共同取組活動を通じ耕作放棄を防止するとの観点を踏まえること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 荒廃農地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(カ) 加算措置(棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算)適用のために取り組むべき活動に要する経費

(キ) 既荒廃農地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ク) 交付金の積立・繰越(積立計画・使途計画等を明記する。)

(ケ) その他

ウ 各筆毎の耕作者に耕作面積の割合に応じて支払う。

(注) 農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合っ分します。

(2) 個別協定の場合

町は、交付金を個別協定により農用地を引き受けた者に交付します。

6 交付金の返還等

(1) 交付金の返還

ア 協定違反となる場合

一部農用地について耕作又は維持管理が行われなくなり、集落内外の関係者（第3セクター等を含む。）でこれを引き受ける者が存在せず協定に違反した場合には、協定参加者に対し、当該農用地分の交付金について協定認定年度に遡って返還を求めます。

このような事態を防止するため、町や農業委員会は認定農業者等が農用地を引き受けるよう、斡旋、指導等を行います。

イ 集落マスタープランに定めた取り組みが行われなかった場合

中間年における評価で集落マスタープランに定めた取り組みが適切に実行されておらず、改善の見込みがない場合には次年度以降の交付金の交付は行いません。

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が行われない場合

集落協定及び個別協定で体制整備単価の要件として取り組むべき事項が令和6年度までに行われなかった場合は交付金額に0.2を乗じた額を協定認定年度に遡って返還します。

なお、途中の年度で協定を変更して同事項を定めた協定に関しては当該変更年度からの返還とします。

また、中間年における評価の結果、体制整備単価の交付要件として取り組むべき事項が行われず、令和6年度までに行われることが困難な場合においても同様の返還措置を講じることとします。

エ 加算措置に係る事項が行われなかった場合

（ア）棚田地域振興活動加算

集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還します。

また、協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還します。

なお、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還します。

（イ）超急傾斜農地保全管理加算

集落協定又は個別協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還します。

また、協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還します。

なお、集落協定にあっては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が、個別協定にあっては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項が、それぞれ実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度（途中の年度で協定を変更して同事項を協

定に位置付けた場合には当該変更年度)に遡って返還します。

(ウ) 集落協定広域化加算

集落協定に定めた人材の確保に関する取組について、協定認定年度(途中の年度で協定を変更して同取組を協定に位置付けた場合には、当該変更年度)(広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合にあっては、令和2年度又は令和3年度に限る。)内に行われなかった場合は、協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめることとし、変更年度以降の当該加算措置の適用を受けることはできません。

また、取組期間として定めた年度までに、集落協定に定めた取組(人材の確保を除く。)の目標が達成されなかった場合は、当該加算額(令和2年度及び令和3年度に当該加算措置の適用を開始した場合には、取組の初年度に交付された部分を除く。)について協定認定年度(途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度)に遡って返還します。

協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還します。

なお、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度(途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度)に遡って返還します。

(エ) 集落機能強化加算

集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合(中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。)は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還します。

また、協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還します。

なお、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度(途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度)に遡って返還します。

(オ) 生産性向上加算について、返還となる場合及びその場合の措置

集落協定に定めた取組について、その目標が取組期間として定めた年度までに達成されなかった場合(中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。)は、当該加算措置について協定認定年度に遡って返還します。

また、協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還します。

なお、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が実施されない場合の措置が講じられたときは、当該加算措置に係る交付金についてはその金額を協定認定年度(途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当

該変更年度)に遡って返還します。

(2) 返還の免責事由

ア 次のような場合は不可抗力として協定認定年度に遡っての返還は求めないが、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該年度以降の支払いは行いません。

また、(ア)の場合において集落協定の他の構成員が高齢化等により当該農用地を引き受けることが困難であるときは、集落の代表者は速やかに町、農業委員会等に対し、受託者、賃借者の斡旋等を申し出ることとします。

(ア) 農業者の死亡、高齢、又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難と認められる場合

(イ) 自然災害の場合

(ウ) 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用もしくは使用を受けた場合又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

(エ) 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合

イ 個別協定期間中に協定農用地の全部又は一部について農地中間管理機構に貸し付けられた場合等、受託者等に責がない事由により利用権の設定又は作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該農用地について、次年度以降の交付金の交付対象としません。

7 実施状況の評価

町長は、中間年評価として、令和4年度の実施状況の確認に併せて集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、その結果について評価を行います。また、最終年についても、中間年評価に準じた評価を行います。

なお、町長は、当該協定の取り組みが計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができます。

8 その他必要な事項

(1) 土地改良通年施行を行っている農用地も対象とするが、その場合には次の要件を全て満たすこととします。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱うこととします。

ア 当該年度の6月30日(令和2年度においては8月31日)までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

イ 当該年度内に事業が終了すること。

ウ 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

- (2) 現に災害を受けている農用地については、令和6年度までの復旧を条件に直接支払交付金の交付対象とします。また、復旧の方法については災害復旧事業実施計画書等により概要を明らかにするとともに、集落協定に位置づけることとします。
- (3) (1)、(2)の実施により、協定認定時の対象農用地の要件(地目、傾斜区分)に変更があった場合でも、令和6年度まで交付金の交付対象とします。
- (4) 田から田以外に地目を変更する場合は、当該農地を変更後の地目の傾斜基準で対象の可否を判定し、対象となる場合は変更後の地目の区分に該当する単価とするものとします。ただし、地目を変更することによって対象要件を満たさなくなった場合は、令和6年度まで変更後の地目の区分の緩傾斜の単価を適用するものとします。